

## 人口問題対策について ～空き家の活用～

### ■人口問題への取り組み

全国的な傾向と同様、佐賀市では少子高齢化及び人口減少傾向にある。

本市は人口問題に取り組むために、平成19年8月28日付けで、「人口問題対策室」を設置（総合政策課内）。

「限界集落対策」「定住促進対策」「団塊世代対策」「広報・体制の充実」の大きく分けて4項目に取り組んでいく。

### ■佐賀県宅地建物取引業協会との連携（検討中）

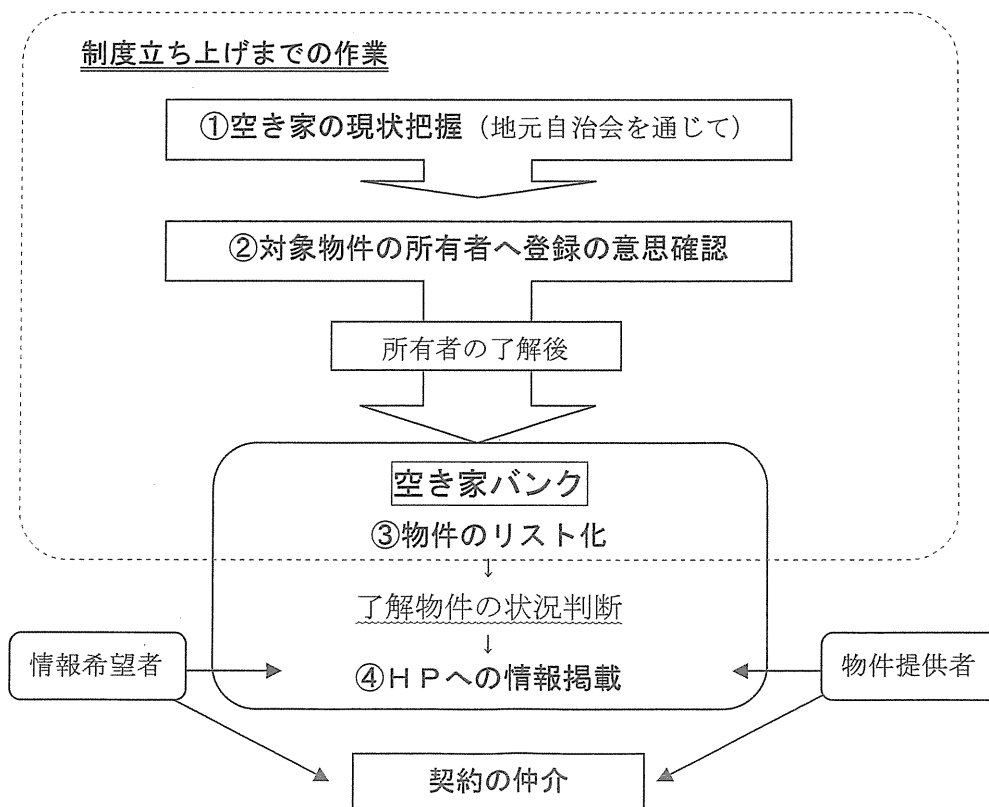
#### ①情報発信について

- ・市では、“住まい情報”、“しごと情報”等、佐賀市への居住を検討する際に必要な情報を一元的に提供する「定住サポート情報」を開設。
- ・“住まい情報”には、協会ホームページ「サイトSAGA」へのリンク。

#### ②中山間地域における空き家の活用

- ・“田舎暮らしをしたいので空き家を紹介してくれないか。”といった問い合わせが増えてきている。
- ・「空き家バンク制度」を確立するには
  - (1) 地元の受入体制
  - (2) 専門家による仲介等の2点が必要。

(事業イメージ)



## ◎制度立ち上げまでの作業（補足）

### ●空き家情報の収集方法等

#### ①各自治会長に対する空き家調査の依頼

##### ・調査の目的

- (1) 各地域の空き家数の把握
- (2) 空き家バンク制度を立ち上げる際の連絡先の確保

##### ・調査内容

【添付資料】 空き家調査票

### ●受け入れ体制が整った地域から空き家バンク制度を創設

#### ②空き家の所有者へのバンク制度登録への意思確認

#### ③登録物件のリスト化

##### ・建物の構造等

【添付資料】 登録票（イメージ）

#### ④ホームページへの空き家情報掲載

## ◎収集した情報の使用及び保管について

- ・調査により得た個人情報（収集情報）は、総合政策課（人口問題対策室）及び各支所総務課地域振興係が使用。
- ・収集情報は CD での管理とし、共有ファイルでの保管は行わない。
- ・空き家バンク事業を創設し、空き家情報を広く市民に公表する場合は、公表する情報の範囲を明らかにした上で、事前に物件所有者へ承諾を得る。